

答 申

第1 審査会の結論

岡山県人事委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和2年12月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った。

平成○年度～令和○年度に行われた、社会人経験者等を対象とした岡山県職員採用試験における最終合格者の前職、年齢及び性別を知りたいので、それらが記載された一覧表又はそれに準じるものの開示を請求する。（氏名・住所が特定できる上記以外の情報は希望しないので、それらについては黒塗り可。）

- 2 実施機関は、上記1の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書として、次の公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和3年1月6日付けで審査請求人に通知した。

平成○年度～令和○年度に実施した社会人経験者等を対象とした岡山県職員採用試験における最終合格者の前職、年齢及び性別が記載された一覧表又はそれに準じる公文書としては、それぞれ次のとおり。

ア 「前職」は、プレゼンテーション用資料（社会人経験者等対象の県職員）

イ 「年齢」は、社会人経験者等対象の岡山県職員採用候補者提示書及び採用候補者名簿

ウ 「性別」は、採用試験実施状況

- 3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次のようなものであった。

非開示とした部分	非開示とした理由
ア 上記2ア（プレゼンテーション用資料）の文書の全部 イ 上記2イ（採用候補者提示書及び採用候補者名簿）の文書のうち総合得点、受験番号及び氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため。

ウ 上記２イ（採用候補者提示書及び採用候補者名簿）の文書のうち次の部分 （ア）順位、総合得点、受験番号、氏名（年齢）及び備考以外の項目 （イ）（ア）の項目の内容（年齢を除く。） （ウ）採用候補者名簿下部欄外の合格者数以外の箇所	条例第７条第６号該当 人事管理に係る事務に関する情報であつて、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。
--	--

４ 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、令和３年２月２４日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

５ 実施機関は、条例第１７条の規定により、令和３年５月１２日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

一部開示決定通知書において、プレゼンテーション用資料の全部を非開示とした部分について、前職が記載されている箇所以外を非開示とするよう変更し、あわせて開示しない理由の記載を、変更後の開示内容に即したものに変更することを求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求書において、前職が分かる箇所以外は黒塗りで構わない旨を記載しており、資料の全てを開示することは求めていないことから、個人の権利利益を害するおそれがある部分について、当該部分を黒塗りすれば審査請求人に開示し得る資料になる。よって、開示しない理由にはならない。

数人しか従業員がいない企業や特殊な職種に就いているのであれば個人を識別できる可能性はあるが、数百人数千人の従業員がいる企業やあまねく存在する職種に就いているのであれば、一括して前職が分かる資料を一切開示しないというのは不当である。

また、個人を識別することができない情報については、個人を特定できない以上、開示しても個人の権利利益を害することにはならない。特定の個人を識別することができないものの開示により個人の権利利益を害するという主張は矛盾しており、開示

しない理由にはならない。

実施機関は、黒塗りすることにより個人が識別できるかどうかについて主張しておらず、前職の公開は個人を識別することができるものであるということを述べるにとどまり、条例に抵触する理由は述べていない。

黒塗りすることにより、条例第7条第2号及び岡山県行政情報公開条例解釈運用方針第7条第2号に抵触せず、受験者を識別することができなくなるのであるから、受験者の個人情報を守られるため、開示しないとする決定は不当である。

なお、審査請求人が求める前職の開示は、会社名・団体名部分のみである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

条例第7条第2号の非開示情報であって、個人識別情報として非開示とすべきことが規定されているものに関して、岡山県行政情報公開条例解釈運用方針第7条第2号の「解釈及び運用」の4において、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定個人を識別し得る場合」であり、「個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属する者に関する情報を公にすると、その情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、情報の性質や内容によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある」とされている。

ここでいう「他の情報」とは、開示請求の権利が何人にも認められていることに鑑みれば、一般的に公開されている情報だけではなく、開示対象文書の情報の関係者のみが持つ情報も含まれていると考える。

「最終合格者の前職」の部分为非開示とした理由についてだが、条例第7条第2号では、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができる場合にも非開示とすることが定められており、「他の情報」と照合することで特定の個人を識別することができる情報であるため、非開示とした。

具体的には、勤務先の上司や人事担当者が、当日の出勤状況や人事管理上知り得た個人情報等と照合することで特定の個人を識別できる場合がある。最終合格者の勤務先の関係者でなくとも、一般的には、開示された情報を元に、最終合格者の勤務先に受験者の情報を伝えることも想定しておく必要がある。

受験者の中には、岡山県職員採用試験を受験したこと及び合格したことについて、勤務先に告げていない者もいると思われる。その場合に、勤務先において、受験した事実が特定されることによって、何らかの不利益を被るおそれがある。

なお、プレゼンテーション用資料は、受験者が自己アピールのために作成したものであり、受験者の個人に関する事実や個人の内心を含む情報が記録されている。これらの情報は、他の情報を非開示とした場合、単独で個人識別ができる情報ではないが、開示することによって個人の権利利益を害するものとして条例第7条第2号で非開示とすべきことが定められている情報に当たると判断している。

なお、企業・官公庁等の名称等、前職の固有の名称を付していない資料は、作成も取得もしておらず、保有していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ロ 略

ハ 当該個人が公務員等（・・・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員・・・をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名・・・並びに当該職務遂行の内容に係る部分

3 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件の審査請求において、実施機関が非開示とした部分のうち、採用試験最終合格者の前職を示す、「会社名・団体名」の開示を求めているため、この部分に関して判断する。

実施機関から提出された請求対象公文書をインカメラ審理により見分したところ、前職に関する情報は、実施機関が特定した文書のうち、「プレゼンテーション用資料」に記録されていることが認められた。当該資料は、採用試験の受験者が、自らの経験や能力等について所定の様式に記載するもので、これに沿って個別面接におけるプレゼンテーションを行う目的で使用されるとのことであった。

当該文書においては、受験者の職歴を示す情報として、「会社名・団体名」の記載欄が設けられており、当該記載欄には、受験者がかつて所属した、又は現在所属して

いるところの、法人等の団体若しくはその事業所又は官公庁等の名称が記録されている。

当該情報を含む非開示情報について、実施機関は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものである」ため、非開示情報に当たると付記している。

以下、当該情報について、条例第7条第2号の規定に従い、特定の個人を識別できるものに当たるか否か、及び個人の権利利益を害するものに当たるか否かについて、それぞれ検討する。

ア 個人識別情報への該当性

条例第7条第2号は、その柱書の前半の部分において、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非開示とすべき旨を定めている。

弁明書の記述及び意見陳述における実施機関の説明を総合すると、「会社名・団体名」欄の記載事項について、実施機関は、上記の非開示理由のうち、特定の個人を識別することができる情報に当たると判断しており、審査請求人は、この点について、「数百人数千人の従業員がいる企業やあまねく存在する職種に就いているのであれば、一括して前職が分かる資料を一切開示しないというのは不当である」と主張している。

「会社名・団体名」の部分は、他の情報と照合することなく、それ自体によって個人を識別することができる情報には当たらないと認められる。

その上で、当該部分が、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に当たるか否かについて判断する。

条例第7条第2号柱書にいう、この照合の対象となる「他の情報」に関しては、報道や公刊物等により広く一般人が知り得る情報との捉え方（一般人基準）と、特定の範疇の者が入手し得る情報との捉え方（特定人基準）が存在している。このいずれによるべきかについて、一般的な判断基準として確立されたものはなく、事案ごとに判断することとなる。

前者の捉え方によれば、一般的に特定の個人の職歴及び現職に関する情報は、一般人が知り得るものとして広く共有されているものとはいえないため、記録されている前職のみを公にしたとしても、個人を識別することができない情報として、当該部分を開示することとなる。

また、同じ情報を後者の捉え方により判断すると、例えば勤務先の同僚・上司等が、この試験の最終合格者が所属する会社名等の情報に接したとき、これらの者にとっての既知の個人情報と照らし合わせて特定の個人を識別することができることが想定される。この場合は、当該部分を非開示とする判断が妥当と考えられる。

まず、岡山県に採用されていない段階にある最終合格者について考えると、仮

に、「会社名・団体名」の部分について、当該個人を識別することができたとした場合には、勤務先の人事担当者等が、翻意させようとするなど、本人の自由意思による職業の選択を妨げる可能性や、最終合格後も何らかの事情で現職に留まる場合に、一度は転職を決意した者であることが勤務先において知られる可能性も考慮する必要がある。これらの事象が生じた場合、個人の人生設計に少なからぬ負の影響を及ぼすことも想定されることから、当該個人の周辺で、転職の事実が公知のものとなるまでの間は、上述の二つの捉え方のうち、「特定人基準」を適用し、勤務先の関係者からも保護されるべき情報として取り扱うべきであると考えられる。

審査請求人が主張するように、従業者数の多寡等の個別事情により、個別の勤務先等において個人を識別することができない場合があることも想定される半面、勤務先の人事担当者等がこの情報に接した場合、個人を識別することができる可能性があることも否定できない。いかなる場合に特定の個人を識別し得るかについて、個別事情を踏まえて判断することは困難であり、また条例が実施機関にそのような調査義務を課しているとも考えられないため、個人にとっての当該情報の重要性を併せ考えれば、採用前の状態にある者の前職に関する情報に関して、一律に非開示とした実施機関の判断は不合理とはいえない。

次に、岡山県職員としての身分を有するに至った者に関して考えると、既に元の勤務先でも退職の事実が公知のものとなっていることから、上述のような影響は生じない。このため、一般人が知り得る情報と照合した場合に個人識別が可能か否かについて考える。

この場合において、当該情報は、岡山県職員の前職を示す情報となるが、これは公務員に関する情報ではあっても、職務の遂行に係るものではないため、条例第7条第2号ハに規定する非開示情報の例外には当たらないこととなる。

岡山県の職員として採用された者の数は、一定数に限られるほか、新規採用者の氏名及び職名は、年度ごとに作成され、一般に公開されている岡山県職員録の差分等の形で調査することが可能である。

採用された職員の配属先、担当業務及び職名と、前職を示す情報を照合したとき、採用が一定数に限られることとあいまって、一般人から特定の個人の識別が可能となる場合があることも想定される。いかなる場合に特定の個人を識別し得るかについて、個別事情を踏まえて判断することは困難であり、また条例が実施機関にそのような調査義務を課しているとも考えられないため、採用され、職員としての身分を有する者の前職に関して、一律に非開示とした実施機関の判断は、不合理とまではいえない。

イ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するもの」への該当性

条例第7条第2号は、柱書の後半の部分において、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示とすべき旨を規定している。この規定は、カルテ、反省文、個人の未発表の著作物など、人格と密接に関係する

情報を想定したものである。例えば、誰が反省文を書いたかをわからない状態にしたとしても、自らが内心の思いを交えて書いた文書が、公文書開示制度を通じて不特定多数の人の目にさらされるということは、書いた本人にとっては思いもよらぬことであり、そのことが本人の人格や内心を傷つける、といった類の記録が、その一例である。

本件処分において非開示とされた部分のうち、公にすることにより、個人の権利利益を害する部分としては、プレゼンテーション用資料のうち、個人の内心等を記載した部分であることが認められたが、上記アで述べたように、「会社名・団体名」欄の記載事項については、個人識別情報と考えられるものであり、特定の個人を識別することができないものの開示により個人の権利利益を害するという主張は矛盾している、とする審査請求人の主張は審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

ウ 理由付記のあり方

実施機関が決定通知書に付記した非開示理由においては、特定の個人を識別することができる情報と、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報について、非開示とされた個別の部分との対応関係を指し示すことなく記述している。このため、実施機関が「公にすることにより権利利益を害する」と判断した情報に「会社名・団体名」の記載事項が含まれるものと判断して、審査請求人が上記の主張に及んだことも想定されるが、こうした主張は、本件処分の通知書において実施機関が付した理由に接した者の主張としては、首肯し得るものである。

実施機関が行う今後の決定においては、条例第7条第2号に該当する情報として非開示とした部分について、個人識別情報の部分と、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある部分の両方が含まれる場合においては、それぞれの非開示理由がどの部分に対応するのかが開示請求者に伝わるよう、丁寧に書き分けることが適切であったと考えられる。以後の決定においては、留意されたい。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和３年 ５ 月 １ ２ 日	実施機関から諮問を受けた。
令和３年 ６ 月 １ ８ 日 (審査会第１回)	事案の審議を行った。
令和３年 ６ 月 ３ ０ 日	審査請求人から意見書の提出があった。
令和３年 ７ 月 ２ ９ 日 (審査会第２回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和３年 ８ 月 １ ９ 日 (審査会第３回)	事案の審議を行った。
令和３年 ９ 月 ２ ４ 日 (審査会第４回)	事案の審議を行った。
令和３年 １ ０ 月 ７ 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
三 宅 昇	岡山県立大学地域創造戦略センター 「吉備の杜」推進室長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。